

公立大学法人沖縄県立看護大学

教員の任期に関する規程に基づき任期を定めて任用された教員の再任に関する要領

制 定 日：令和4年4月1日

(趣旨)

**第1条** この要領は、沖縄県立看護大学教員の任期に関する規程第5条に基づき任期を定めて任用する教員（以下「任期付き教員」という。）の再任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再任申請)

**第2条** 任期付教員のうち再任を希望する者は、任期が満了する日の12月前から9月前までの間に、学長に対して、別記「再任申請書」を提出しなければならない。

(再任審査)

**第3条** 学長は、前条の再任申請があった場合は、再任審査委員会（以下「委員会」という。）に、当該任期付き教員の再任の可否について審査を行わせるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項に基づき、再任の可否について審査を行うものとする。

- 一 懲戒処分の有無
- 二 勤務状況
- 三 教員活動評価の結果

3 委員会は、前項の審査を行う場合は、当該任期付き教員に対して必要な書類の提出を求めること、および当該任期付き教員の面接を行うことができる

4 委員会は、任期付き教員の任期が満了する日の7月前までに、審査を終了し、審査報告書を学長に提出しなければならない。

(再任審査委員会)

**第4条** 委員会は、学部長、教授会が推薦する教授3名及び事務局長をもって構成する。

2 委員会には必要に応じて学外有識者などの意見を聴くことができる。

3 第1項の教授会が推薦する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会には委員長を置き学部長をもって充てる。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

6 再任の可否は、出席委員の3分の2以上をもって決定する。

7 委員会の会議は、非公開とする。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(再任の決定)

**第5条** 学長は、委員会から審査報告書の提出を受けたときは、教授会の議を経て再任の可否を決定し、当該任期付き教員に通知せねばならない。

2 前項の通知は、当該任期付き教員の任期が満了する日の6月前までに行うものとする。

(その他)

**第6条** この要領に定めるもののほか、任期付き教員の再任に関し必要な事項は、学長が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。